

自動車を運転する必要がなくなったら

～申請による運転免許の取消し(返納)手続について～

- 病気や高齢による身体機能低下などの理由で、自動車等の運転をしないとお考えの方は、ご本人の申請により運転免許証を返納することができます。
- 取消し手続をして、運転免許証を返納された方は、運転経歴証明書の申請をすることができます。
- 運転経歴証明書のことについて、知りたい方は運転経歴証明書のホームページをご覧ください。

区分	運転免許センターで手続をされる方	住所地の警察署又は二ツ井、矢島、にかほ、美郷、増田、羽後の各交番で手続をされる方
受付時間等	平 日 午前8:30 ～ 11:00 午後1:00 ～ 4:00	平 日 午前8:30 ～ 12:00 午後1:00 ～ 4:00
	日曜日 午後2:00 ～ 3:00 (事前に申込みが必要です。)	
	運転免許センター、警察署とも年末年始の休日は手続はできません。	
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運転免許証 ※ 免許を返納するだけの場合は、手数料はかかりません。同時に、運転経歴証明書の申請をする場合は、手数料が必要です。詳しくは、運転経歴証明書のページをご覧ください。 	
交付申請できる方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運転免許証の住所地が秋田県内の方。 ○ 有効な運転免許証をお持ちの方。(運転免許証の有効期限が切れてしまった方は申請できません) ○ 「代理手続申込書」を用意すると代理人が申請できます。 ※ 免許停止中、または免許停止・取消の基準に該当する方は手続できません。 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ※ 病気や怪我などで、ご家族などの手助けがあっても外出できない高齢運転者の方の場合は、住所地を管轄する警察署にご相談ください。 	

お問い合わせ先
 運転免許センター TEL 018-824-3738
 または最寄りの警察署(免許受付)まで